

宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 宮城県石巻市南浜地区における復興祈念公園の基本計画に関すること
- (2) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及び行政委員で構成する。

- 2 委員は、国土交通省東北地方整備局長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長の不在又は委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(運営及び会議)

第5条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(検討部会)

第6条 委員会は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

(設置期間)

第7条 委員会及び検討部会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第8条 委員会及び検討部会の事務局は、国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課に置く。

- 2 事務局は、委員会及び検討部会の庶務を委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。